

平成29年第6回永平寺町議会定例会議事日程

(15日目)

平成29年12月11日(月)

午前 11時00分 開 議

第 1 議案第51号 平成29年度永平寺町一般会計補正予算について

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(17名)

1番 上坂久則君

2番 滝波登喜男君

3番 長谷川治人君

4番 朝井征一郎君

6番 江守勲君

7番 小畑傳君

8番 上田誠君

9番 金元直栄君

10番 樂間薫君

11番 川崎直文君

12番 伊藤博夫君

13番 奥野正司君

14番 中村勘太郎君

15番 川治孝行君

16番 長岡千恵子君

17番 多田憲治君

18番 齋藤則男君

4 欠席議員(0名)

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町		長	河 合 永 充 君
副	町	長	平 野 信 二 君
教	育	長	宮 崎 義 幸 君
消	防	長	朝 日 光 彦 君
総	務 課	長	小 林 良 一 君
財	政 課	長	山 口 真 君
総	合 政 策 課	長	平 林 竜 一 君
会	計 課	長	酒 井 宏 明 君
税	務 課	長	歸 山 英 孝 君
住	民 生 活 課	長	佐々木 利 夫 君
福	祉 保 健 課	長	木 村 勇 樹 君
子	育 て 支 援 課	長	吉 川 貞 夫 君
農	林 課	長	野 崎 俊 也 君
商	工 観 光 課	長	清 水 和 仁 君
建	設 課	長	多 田 和 憲 君
上	下 水 道 課	長	原 武 史 君
永	平 寺 支 所	長	坂 下 和 夫 君
上	志 比 支 所	長	酒 井 健 司 君
学	校 教 育 課	長	清 水 昭 博 君
生	涯 学 習 課	長	山 田 孝 明 君
国	体 推 進 課	長	家 根 孝 二 君

6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 川 上 昇 司 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前 9時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（齋藤則男君） 議員各位におかれましては、お忙しいところをご参集いただき、ここに15日目の議事が開会できますこと、心から厚く御礼を申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長並びに関係課長の出席を求めています。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

本日の日程ですが、お手元に配付の議事日程表により議事を進めてまいります。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

～日程第1 議案第51号 平成29年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長（齋藤則男君） 日程第1、議案第51号、平成29年度永平寺町一般会計補正予算についてを議題とします。

これより第2審議を行います。

質疑においては、先ほど全員協議会での質疑と重複する質疑については、できるだけご協力をお願いしご遠慮いただきたいと思いますので、よろしくご協力をお願いを申し上げます。

それでは、これより質疑を行います。

質疑を許可いたします。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 今回、第2審議の中で、特に補正予算の中で地域未来促進法に係る交付金の支出についてお伺いをいたします。

この地域未来投資促進法につきましては、6月ぐらいかね、何度か説明をいただいております。具体的に今回なったということですが、国において町、県が基本計画を申請し、そして9月30日に1号同意をいただいたと。そこから始まるわけですけれども、当町においては5つの重点促進地域が掲げられておまして、その中で特に今回、下浄法寺の「永の里」計画についての交付金の支出であります。

初めてのことで、国も県もですかね、初めてということで、我々も十分理解できるようにいろいろ先ほど全員協議会でも質問をしていましたが、基本的に民間

の計画ということは理解をできます。ただ、町も含めて県もこの事業に対する狙いがあるんだろうと思います。先ほどの交付金実施計画の中にも載っておりますたとおり、この企業が来ることによりまして、雇用促進、そして地域の人口増ということに大きく寄与していきたいということを期待をしております。そういった意味では、あの下浄法寺地区のというか、北地区というんですかね、一般的には。北地区が今、少子・高齢化が進んでいる中で、例えば学校の複式学級に伴い非常に子どもが少なくなっているというようなことを何とか打開しようという地域住民の大きな期待も込められている事業なんだろうなと思っておりますので、ぜひ町においてはこの辺の、いわゆるこの企業を核として、ここの地域の雇用促進並びに人口増ということをぜひ計画をつくっていただけたらなというふうに思うのが1点です。

それと2点目は、今回、1, 100万の交付金を支出するわけですがけれども、今後いろいろな交付金が出てくるのかなと。町の支出はどれくらいになるのかなというふうにある意味心配をしているわけですがけれども、先ほどの説明の中で支援が幾つかありました。その支援策に基づいて現在行われているのもありますけれども、今後、例えば販路拡大、あるいは主要製品のテストマーケティング、あるいは開発商品のブランド化確立といった計画の中でこの支援を有効に活用するような計画はあるのでしょうかというのが2点目。

そして3点目は、実際に今回のこの交付金に基づきまして企業側が牽引事業計画を作成し申請するわけですがけれども、大体いつごろに申請されるのか。そして実際に我々議会がその申請に基づいた計画を、具体的なものを目にするのは大体いつごろなのか。

この3点についてお聞きしたいなと思います。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） まず1点目ですがけれども、今後のこの計画に伴う町の計画、狙いということですがけれども、議員おっしゃったように、雇用の創出によりまして周辺に宅地化といいますか、定住人口が増加すると、定住人口の増加が図られるといったようなことを狙いとしております。そういった計画、具体的な計画というのはこれからというか、なかなか難しいわけですがけれども、それに加えて、若者が醗酵文化について理解を示していただけるということを狙いに、若者の就業が増加するというようなことも町としては狙いとして考えております。また、醗酵ということで、みそ、しょうゆといったようなことで、それらに

伴う原材料費といえますか、農作物等の地元の消費先になるというようなことで永平寺町の農業振興にも寄与するというようなことを狙いとして考えております。

支援の今後の計画ということの中で、今ほどおっしゃいました販路拡大ですとか新たな商品開発といったようなところで想定できるのは、人材等の支援ということで、専門家によります市場展開の支援とか、大学あるいは金融機関等のネットワークによって、協力企業とのネットワークによって市場開拓の展開への支援という人の支援、人材の支援というのが今後展開される、予想されることだと思っております。また、さらに今回の地方創生推進交付金をソフト面で活用していきたいというふうに考えております。

あと、地域経済牽引事業計画、事業者が立てる牽引事業計画の申請時期でございますけれども、今、町のほうで土地利用調整計画を県のほうに、先月末、提出をさせていただいております。その承認を経て事業計画を事業者が提出するというような形になりますので、これは県のほうの承認を待つということになりますので、なかなかその時期は明確に答えられないというのが現実でございますけれども、できるだけ県のほうにも早い時期にその承認をいただけるように働きかけていながら、早い時期に事業計画の内容についてお示しできるようにしたいと思っております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 初めてのことで先の予定がなかなか見えないということの中で、スケジュールも示していただきました。

3年間の促進法という、交付金事業ということですので、今回がある意味ちょっと大きい交付金やということも聞いております。先ほど言いましたとおり、町がかかわっていくという中の大きな意味合いが北地区の、やはり発展に寄与できるようにということでもありますから、ある意味、一企業にやるということは問題になるのかもわかりませんが、そうじゃなくて、もうちょっと広い意味で地域の活性化というところで、ぜひそういった視点で捉えていただいて、今後、町も計画をきちっと立てながら、当然地元の理解、協力を得ながら進めていただけることを望んで、私の質問を終わります。

何か答弁ありましたら。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今、志比北地区だけではなく、永平寺町全体に少子・高齢化が進んでまいっております。少子・高齢化の対策で、一番なぜ少子・高齢化になるかといういろいろなアンケート調査しますと、やはり雇用の場、働く場がないから都会のほうに、勉強してきたことを生かせるのがこの地域にはないからということで出てかれる方もいます。この少子・高齢化の対策の中で一番根本となるのが、やはり雇用の場をいかに確保できるかということが大事になってくると思っております、それで日本中の自治体がこの企業誘致にいろいろ取り組んでおります。国も企業誘致をいろいろ地方創生の中で、雇用の場、また地域経済は地域で回すという中でできたのがこの地域未来投資促進法だというふうに思っております。

そしてこういった交付金もついて、いろいろ支援もあるんですが、これにつきましても、地域牽引企業という認定を受けた中でこの交付金がされる。また、今までですと、例えばこの投資法がなくて黒龍さんがあそこに進出するとなりますと、企業立地促進法、町も持っております。その条例に従いますと、やはりこういった国の支援がなくてもしっかりとサポートしていくという条例もあります。ただ、今回はこの認定を受けますと国のほうからもいろいろな支援がいただけるということで、町の財政、これからいろいろな企業さんに来ていただくという取り組みの中で全て町単で賄ってますと結構大変な部分もありますが、こういった国の支援というのもありまして、町の財政にとっても一つ大きな活動しやすい、そういった法律になっていると思っております。

決して一企業だけを優遇するのではなく、これからこういったこの地域未来投資促進法を使って永平寺町で、地域牽引が条件になりますが、そういった牽引をしてでも永平寺町で働きたいという、こういった一つの大きなモデルにもなればいいなというふうに思っております、また地元の企業の皆さん、また町外の企業の皆さんもこの地域未来投資促進法を使っていただいて永平寺町に企業進出していただければなというふうに思っております。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

8番、上田君。

○8番（上田 誠君） それでは、ちょっと一、二点お聞かせいただきたいと思っております。

先ほどの全協でもちょっといろんな質問をさせてもらったところがあるんですが、前の議員もその大きな目的、当町が今後のその中でどういうふうにそのブラ

ンド化も進めていくかということで、今、一応、地元企業を中心とする地域経済牽引事業者が連携してという言葉があります。そして醗酵の里ということですので、ややもすると、こういう大きい企業が一つできることによって、言葉は悪いですがひとり勝ちをする形の中から、まだほかに醸造をやっている会社とかがあります。そこらあたりの連携というのはいかにどのようにしていくのか、今後ですね。それは当然、今の「永の里」に対してのいろんな出店もありましょうが、もう一つ、この大きな目的の中に醸造を、ある面ではこの地域の経済の一つの基盤とするのであれば、その他のいろんなところの企業、中小企業になるかもしれませんが、そこらあたりとどう連携していくのかというのを、やはり根底は、それは行政としての方向性はやっぱり示すべきであるというのが1点。

それからもう一つは、今、えい坊館を中心にしながら、旧松岡町の町並みの中から酒蔵を見るとかそういうような動きがあつて、そういう人の流れを、ある面ではこちらにも呼び込もうというふうな計画の中に、えい坊館であるとかそういうものが立ちました。しかしながら、今のこれでいくと、全部そちらの人の流れをそっちへ持ってつてしまおうというふうなことにもなりはしないんじゃないか。だから、今後その中で、よく話の中では、大本山永平寺もありますよ、それからちょっと町外ですが恐竜会館もありますよ、その中で道の駅を、それから禅の里の温泉もありますよ、そしてこちらのほうの笑来ができて自動走行運転がありますよというその流れの一連の中でこの醸造の里をどのようにしていくのかという、その方向性があればまた今後とも必要になってくると思いますので、それをお聞かせいただきたい。

それともう一つは、この前の話の中で、例えば企業立地のときもある面ではその公費を使うということがあるということでした。でもながら、これはあくまでも先ほど言いましたように、その地域の中でどう発展していこうかというのであれば、今後の大きなその計画性というんかね、それが案外見えてこないというんかね、行政としてどうその展開をしていくかというのが見えてこないような私は気がしています。

当然その一企業の内情を知らせなあかんというわけじゃないですが、どうしても公費を使うわけですから、結果的に、何か今を見るとその一企業に対してのというような見方になってしまう部分が、はたから見るとそういう面もあるので、ぜひそれを払拭するような見方も必要じゃないかと思うので、その点をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず最初にご理解いただきたいのが、永平寺町が一企業さんに、この場所で、ここで起業をしてくださいとお願いしているわけではありません。そういった投資の意欲のある企業さんが永平寺町の志比北地区の、あそこの自然の中で、ヨーロッパのワイナリーといいますか、いろいろそういった人が訪れていただく施設を商売としてやられるという、これが企業誘致だと思っております。

ただ、今回、地域未来投資促進法というそういった企業の皆さんが進出しやすい環境が整いまして、またそれは地域を牽引する企業、先ほどから申し上げてます経済産業省、RE S A Sのいろいろな視点の中から認定をされていく方向で今動いております。企業さんが永平寺町に進出してくる中で永平寺町が、そこでしたいという場合、そこはだめですよ、ここならいいですよとか、そういったことではなしに、やはりここでやりたいというのをどういうふうにその地域と結びつけていくか、また永平寺町に訪れている方々の線を結びつけていくかというのが大事になってくると思います。

それと、特別にここだけに交付金とかそういったのを出すのではなしに、これはやはり認定を受けて地域牽引、先ほど滝波議員の質問がありました志比北地区の一つの発展の核にする。また、志比北だけではなしに、大本山であったり自動運転、いろいろなところと結びつける、点を線にして面にしていく、これが民間投資によって行われるということが非常に地域を牽引してくれるというふうに思っております。

今まで大本山永平寺、46万人まで落ち込みまして、今55万人の方が永平寺町に訪れておりますし、道の駅にも50万人弱の方が年間、去年は訪れていただきました。やはりその相乗効果でなしに、永平寺町に何百万人来てくれるか、その来てくれることによっていろんな施設を回っていただく、まず根本となる人が来てくれる、そして相乗効果、こういったものが求められておりますし、今回は民間の企業さんがそれをやっていただける、これは物すごく地域の牽引をしていただけたと思います。それとまた別に、この企業さんだけではなしに、永平寺町で、私らもこういうふうに事業展開をしていきたいんだ、また永平寺町外の人も永平寺町でこういうふうな事業展開をしていきたいんだ、そういったのもまたこの地域未来投資法は使うことができます。ただ、いろいろな国、県の認定も受けなければいけませんが、そこでしっかりと認定を受けたところについては、この

地域未来投資促進法を使って町もまたいろいろな企業さんと一緒に地域を牽引していただく、そういうふうにしております。決して町がその一企業に対して便宜を図っているのではなしに、この国の法律に基づいてしっかりとそういった企業誘致を進めてるということをご理解いただきたいのと。

もう一つ、企業誘致をなぜするかといいますと、先ほども全協で申し上げました、これから自主的にこの自治体がやっていかなければいけない中で、どういうふうにしてこの収益を上げていくか。少子・高齢化、それにこれから臨んでいかなければいけないときに、やはりその雇用の場、税収を上げる。それによって社会保障であったり、先ほど言いました文化、農業、いろいろなところの住民サービスを維持していくためにも、今しっかりとしておかなければだめだと思っております。数十年前までは日本も景気もよくて働く人もいっぱいいる中で、交付税という形で均等に地方自治、国によって守られていた一面もありますが、これから人口が減っていく、そういった中で、地方としてこのサービス、取捨選択もあると思います、このサービス。その中でしっかりと続けていくためにも、また人口の流出をとめるためにも、企業の参入というのは非常にありがたい話ですので、そういった長いスパンで考えていただきまして、またそういった流れも変わってきているということもご理解いただきまして、ご理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 事業者同士の連携という点についてですけれども、今、醗酵文化研究協議会という組織ができ上がっておりまして、その中で新たな商品開発というようなことを勉強しているというような中で、県あるいは町、県の食品加工研究所といったような形の中に醗酵関連の事業者さんが参加していただいて一つのものをつくり上げていくというふうなことを、勉強を行っております。そういったものが発展して行って、さらにそこに地元の関連する事業者さんが入っていただいたり、あるいは商品開発を通してこういった連携が今後できるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 上田君。

○8番（上田 誠君） 私思うのは、先ほど言いましたように、ちょっと言葉は悪かったんですが、勝ち組という言い方をしましたけれども、やはり永平寺町が醗酵の里として一つの大きな、大本山永平寺も核ですが、ブランドとするのであれば、

例えば永平寺の今開発してます。開発で町並みをそろえるために、それはある面では手を挙げた家に対して補助をしながら町並みをそろえるというような形の補助体系もやっています。同じように、例えば醗酵ということを基盤にするのであれば、今後もそういう点の中小企業と言うとおかしいですけども、そういうところには、やはり支援をしていくということも私は大事だろうと思うんですね。その中で、先ほど言いましたように、人の流れの中にこの松岡町の旧街地を見るとかえい坊館を中心にとということがありましたから、それを位置づけるために、ぜひそういうふうな計画もお示しを今後していかないと、ただ最終的にそこだけがスポットを浴びて、あとはスポットを浴びなくて、そのために疲弊していくというんでは、本来の意味での醗酵を、町の一つの大きな醗酵の里ですかね、そういうようなことを一つの目的にしたのと、ある面では変わってってしまうということがありますので、ぜひともそこを拠点にするのなら、その拠点によって同じ同業者のほうもスポットを浴びるようなことをぜひやってほしい。それが大きな一つの全体のスケールメリットになってくるんだと思いますので、そういうことをぜひ切に要望するものとして、また一つの、その北地区の発展には寄与していくと、今後とも寄与していくということをぜひ見ていただかなければ、このものがただの一過性のものになってしまうんじゃないかと思いますので、ぜひそこらあたりは留意していただきたいというふうに思います。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） その辺は留意しております。

今、3社の酒蔵さんもこの前、もう終わったんかな、えい坊館でそういったお酒と料理と、何かそういった天神みたいなイベントみたいなのも酒蔵でやっていただいていますし、また熱燗電車でも3蔵さんが協力してお酒を出していただいたり、その蔵の皆さんの連携というのは強いものを感じております。そういった点でもここが、ひとり勝ちとかそういった話ではなしに、ほかの2蔵さんもきっと、確認をしているわけではないですが、黒龍さんがこういうふうに醗酵の里でいろいろなお酒を、あそこは日本酒は違いますが、そういったのを発信していただくことによって相乗効果も期待されてると思います。

また、松岡の、ここの黒龍本店があっちに行くわけではなしに、ここの本店ではしっかりとした酒づくり、またご存じのように、何か黒龍さんの営業みたくなってしまってますが、店舗も改装されて、ここでいろいろなお酒も販売されるということで、えい坊館に訪れた方、また黒龍に訪れた方がこの松岡の町並みを歩

いていただける、こういったこともできてくるなと思っております。今まで、どちらかといいますと、役場の来られたお客さんが酒を買って帰りたいと、けどなかなかその本店では買えなかったところが、今、企業の、黒龍さんの投資によりまして、そこでお酒を買うことができるようになった。これはえい坊館で買えるのもいいんですが、民間の方がそういうふうにやって永平寺町に訪れた方へのサービスの環境がよくなる、そういった投資が行われるようになってきました。

今回は、この志比北地区のここでの投資ということで、これから志比北地区をどういうふうに人口を維持して、志比北地区の振興をどういうふうにやっていこうかという中で一つの大きな核ができると思っております。決してその企業さんを支援するのではなしに、まちづくりの中では、その施設と志比北の、例えばキャンプ場と結びつけることによってキャンプ場に投資する効果が生まれるとか、それは一回一回から分析をしていかなければいけません、そういったいろいろな相乗効果を生む投資というものができるようになってくると思います。

そういったことで、今回のこの企業誘致、これはあくまでも民間企業さんが永平寺町で商売をしたい、その支援なんです、そこがより大きな効果があるというふうに期待をしております。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

金元君。

○9番（金元直栄君） 全員協議会で質問したことは余り質問するなという話ですけど、僕はそういうわけにいかないので、全員協議会で質問したことなどにも少し、少しですけど、触れながら、ちょっと考えている基本的なことをやっぱり質問していきたいと思っています。

一つは、毎回言っているんですが、予算計上時に計画全体が見えていない、示されていないというのは、やっぱりどう考えても問題。それは民間が計画するからということではないと思います。それは国と町で合わせて1, 100万円の補助ということですから、そこはきちっと示す必要がある。

それと、地域経済牽引事業者等が連携してという計画の中にそういう文章があって、それは僕はそういうことならそれなりに評価できるところもあるかと思うんですが、黒龍さんは見えるけれども、ほかは見えてない。これはいろいろ研究会に参加しているのと、実際事業に進出するのとでは全く別ですから。それに特にこの地域での開発については、下浄法寺地域での開発については、この黒龍さんは当初、いわゆる酒づくりの酒蔵をというんですかね、工房をつくりたいとい

う計画でした。ところが、水が悪いから酒づくりには適さないということで何年間か計画を延ばした、ほごにしてきたという経過がありますけれども、ここでさらに醗酵の里づくりということになると、「え？」と率直にそういう声が出てしまうのではないかなと私は思っています。それが全体として感じることです。

この地域未来投資促進法を見てみますと、地域を牽引する業者に支援するという内容になってますけれども、逆に言うと、その地域でこつこつと地域経済を支えてきた業者もその牽引業者と認められなければ支援はないんですね。それは、さっきひとり勝ちという話がありましたけれども、全国的に2,000社、それも数が減っていくんではないかという話があると、それはやっぱり、それが言っていることでないの。国ははっきりと、国の認める成長産業への投資となれば、支援を受けられない産業、企業というのはさらに格差が広がる。それはやっぱり地域にあっては、それは認めていいのかどうかというのも問題だと思っています。

規制の特例。これはきょう示された資料の中にもありますけど、規制の特例措置等ということで、農業振興地域などの農地の転用なども含めて、ある意味、どこでも契約さえ認められれば自由にできる。以前も言いましたけど、特区の拡大版、全国ばらまき版と言われても仕方ないんじゃないか。一方で、市街化調整区域もそういうことできちっと県が認めればできると言っているんですね。ここで長年住んでいる人たちにとってみると、本当に苦労してきてこの規制を何とかしてほしいということを町に言ってきたんですが、この法律によると特定企業には簡単にできるということですね、県が認めれば。それは僕、問題やと思います。特に、やっぱりそれなりの計画の見直しの時期に、きちっと先を読んで町がやっていないからいろんな問題が生じているということも報告されていますので、そのことはぜひこの提案の中で考えてほしいと思っています。

準都市計画区域との関連で言うと、町のまちづくりへの開発誘導というのが今回のこの計画では欲しかったと思っています。この計画はテーマパークだということですから、やっぱり地域にとっても不安ではないか。その計画の膨大性からいっても。そのいわゆる計画の中で当然県はチェックするんでしょうけれども、その資金調達計画なんかも含めて、コンサルタントも入っているとはいえ、我々に見えているわけじゃないですからわかりません。特にこの計画が人を分散することにならないかということはさきにも言いました。上志比の道の駅や温泉の問題、その地域での本当は誘導が欲しかった。

それともう一つ。この業者さん、酒づくりが本業ですよ。本店がこの役場の

前にあります。僕はどう考えても一つ欲しいのは、町なかへの人の誘導ではないか。そこから外れることをどうしてするのか。そういうときに準都市計画で言うと、市街地への人の誘導というのは、やっぱり行政はもう第一に考えなあかんのではないですか、地域でお金を使ってもらうためには。だからそんな計画がこの計画にはちょっと見えないように思うんで、その辺、答弁願います。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず初めに、この地域未来投資促進法によってこういった交付税のそういった支援はありますが、この未来投資法を受けてない事業者さんにも永平寺町には企業誘致の条例がありますので、今まで町内の企業さん、いろいろな方が工場の移転であったり工場の増設、業種は合わないとだめですが、そういった条例にのっとして、これは町単になります、上限5,000万円です。いろいろな支援をしております。決してこの地域未来投資促進法、これだけではなしに、これの認定を受けられない事業者さんにつきましては、この企業誘致条例がありますので、それを使っただけならばより有利な、金銭的にはほぼ同じような支援になってきますので、ご理解をいただきたいなと思います。

ただ、未来投資促進法を使っただけだと町の負担も軽減されるということもありますので、町としましてはそういったお話があったときに、牽引ができる企業であれば、こういったのもありますよというのはご案内をしていきたいなと思います。従来どおり、町の企業誘致条例もあわせて進めていきますので、そこはご心配なさらずにご理解をいただきたいなと思います。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 予算計上時での話でございますけれども、この推進交付金そのものの事業計画を提出し国の認定を受けるという段階で、10月の下旬に計画を提出させていただいております。国のスケジュールに合わせた計画の提出という中で、国のほうも予算の担保というものがないと、その採択に向けての、やはり審査の中で重要なポイントになってくると思います。そういった補助事業、推進交付金をとる中でそういった手続上の手法ということもあわせて、今回、12月で予算の計上をさせていただいております。

また、事業者が連携の中で黒龍以外が見えてこないというお話ですが、まずは黒龍さんが核となってこの事業を進める中で、次の展開といいますか、オープンに向けて今後、来年、再来年、そういった連携が徐々に見えてくるのではないかなというふうに考えております。

あと、計画の見直しにつきましては、黒龍さんの思いとしまして、あそこの自然景観、自然風景を活用した開発を進めていきたいという強い思いがあるというふうに聞いておりますので、先ほどからありますような分散するとかということではなくて、町内の各施設を連携することによって町内での滞在時間がふえ、そこで町内にいろんな消費が生まれるということが図られる、経済波及効果が生まれるというようなことが、逆にそちらのほうが大きいのではないかというふうに考えております。

あと、特区の拡大版というお話ですけれども、特区については一時的にその規制を外す、規制を緩和するというような考え方だと承知しております。今回の地域未来投資促進法につきましては、その規制を一時的に外すとかそういうことではなくて、農地転用あるいは開発許可行為につきましても当然今までと同じような手続を踏む中で、手続上のやっぱり配慮をするというような支援でございますので、特区の拡大版とはまたちょっと意味合いが違うのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） もし黒龍さんがこの地域未来投資促進法を使用しなくても、町としては、あそこに企業さんが来られましたら企業誘致条例の適用の対象になるということもご理解をいただきたいというふうに思います。

（午前 9時 分 休憩）

（午前 時 分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） この計画の具体性という意味では、まあ計画は進んでいる、補助も決まるということでどういう対応をとるかということですが、2つだけ確認したいんですけど。

一つは、連携業者。研究会には参加しているというんですけど、せめてそれくらいは黒龍さんも言わんとあかんのやないですか。だから全く、1社の契約なんかどうかというのは、そこは町はどう見ているのか、やっぱりほかの業者もそこへ参加していくんでないかという話です。そこはちょっと大きな食い違いですよ。そこらはやっぱり確認してもらわんとあかんです。それが一つ。

もう一つは、ここ、土地ですけど、僕これ心配するのは、借地でテーマパークなんかをやった場合、後、そこを始末せずに出ていったりとか事業破綻したりした後に大変になるんです。自分の土地にしてこういう事業を進めるといって、それは一定、本気度、信憑性もわかるわけですね。例えば医科大前のハニーですか、なんかは当初は土地を買ってやると言ったのに、途中で借地に変わるんですね。「え？」という思いが、やっぱり地域の人たちにも思われてるんです。そういう意味ではどうなっているんでしょう。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 連携事業の具体的な公表といいますか、名前をといた話ですけども、この事業を進めていくに当たって、やはり核となる黒龍さんが実際にその事業を進めていく中でいろいろな連携は求めるとは思いますけど、今現在で、やはりその核となる黒龍さんがこの事業計画をきちっと計画を立てて県の承認を受けて進めていくというのが大変重要な部分でありますので、その連携事業者が見えてくればまた御提示したいと思えますし、土地に関しては買収ということ聞いております。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） 「テーマパーク」という言葉、金元議員使われます。永（とこしえ）という醜態のテーマの公園という。何かテーマパークというと、もちろん僕も、金元議員も何か遊園地とかU S Jのようなイメージを持っていますが、永は醜態をテーマにしたそういった施設というのでお願いしたいなというふうに思います。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） テーマパークって、例えば滋賀県なんか近江八幡にあったり、ブルーメの丘なんていうのは日野町の近くにあたりとかというのはあると思うんです。そういう意味で捉えてますので、僕はU S Jとかディズニーランドなんて行ったことないですから、そんなところは全然想定もしてません。そういう意味では、だから心配ではないかという言い方をしてるんです。僕は、特にそういうことでテーマパークということ当初言ったので、農業委員会でもテーマパークの視察に行きましたからね。そのことだけ言っときます。不安です。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） ないようですから、これで議案第51号、平成29年度永平

寺町一般会計補正予算についての第2審議を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前 時 分 休憩)

(午前 時 分 再開)

○議長(齋藤則男君) 休憩前に引き続き再開いたします。

ただいま議題となっております本件を第3審議に付することにご異議ございませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は、第3審議に付することに決定いたしました。

暫時休憩します。

(午前 時 分 休憩)

(午前 時 分 再開)

○議長(齋藤則男君) 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

これをもちまして、本日の日程は全て議了しました。本日は、これをもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日はこれをもって散会します。

なお、あす12月12日を休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、あす12月12日を休会とします。

12月13日は定刻より本会議を開催しますので、ご参集のほどよろしくお願ひします。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午前11時49分 散会)